

三次市会計年度任用職員（日々雇用）受験案内

<p>職種の概要</p>	<p>放課後児童支援員 家庭や地域と連携して児童の自主性・社会性・創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図るため、必要な支援を行うことを目的として放課後児童クラブに設置される職で、児童の健全な育成に必要な活動・支援を担います。</p>
<p>募集人数</p>	<p>パートタイム（日々雇用）：10人程度</p>
<p>申込受付期間</p>	<p>令和8年4月 3日（金）午前8時30分から 令和8年5月29日（金）午後5時15分まで</p>
<p>業務内容</p>	<p>社会教育課の指示のもと、常勤支援員と協力し、児童の遊びの指導や生活指導等を行います。保護者対応や施設の施設等の対応をお願いすることがあります。</p>
<p>受験資格</p>	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和8年4月3日以降に日々雇用登録可能である人 2 社会教育課（放課後児童クラブ）から勤務の依頼がある場合に、パートタイム（1日あたり7時間45分まで、かつ1週間あたり15時間30分まで）の勤務が可能である人 3 都道府県知事が行う放課後児童支援員認定資格研修を修了、又は次のいずれかの要件を満たし、新たに採用された日から起算して半年以内に当該研修を修了すると見込まれること <ol style="list-style-type: none"> (1) 教諭免許、保育士資格、社会福祉士資格のいずれかを持つ人 (2) 学校教育法の規定による大学・大学院若しくは外国の大学で、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学のいずれかを専修する学科か課程を修めて卒業した者又は同法102条2項の規定により大学院への入学が認められた人 (3) 高等学校を卒業した人又はこれに準ずる人で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した人 (4) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した人 <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
<p>受験手続</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 提出書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>履歴書（申込書）【指定様式】</u> 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。 (2) 資格証 受験資格3の(1)に該当する場合は、受験資格を満たすことが分かる書類の写しを提出してください。また、放課後児童支援員認定資格研修修了証をお持ちの方は写しを提出ください。資格取得時点から姓が変わっている場合は、姓が変わったことを証明する書類（戸籍抄本の写し）も併せて添付してください。 2 提出方法・期限 <ol style="list-style-type: none"> (1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。 (2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「日々雇用登録試験申込（放課後児童支援員）」と書き、裏に差出人の住所・

	氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。 ※提出された書類等はお返ししません。
試 験	面接試験（個人ごとの面接による口述試験 約10分） ※面接試験は、申込受付時等に随時行います。
審 査 ・ 合 格 ～ 登 録	審 査 合 否 について、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表 受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 (職 種 別) 試験合格者は日々雇用登録者名簿に登録されます。日々雇用登録者名簿登録期間は、令和8年9月30日までです。 ※受験資格を満たさない場合は日々雇用資格を失います。
任 用	繁忙期や業務量等を考慮し、常勤職員（又は当該職の職員）が休暇や出張等により不在となり、代替職員が必要となった場合や、緊急的な業務が発生した場合等において、名簿登録者の中から、適応性・勤務希望時間・地理的条件・職歴・技能等を踏まえ、適当な方を選定して任用します。 任用の際は、社会教育課（放課後児童クラブ）から電話等の連絡手段により、勤務を依頼します。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。
主 な 勤 務 条 件	登 録 期 間 登録日から令和8年9月30日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所 三次市内放課後児童クラブ
	勤 務 時 間 社会教育課（放課後児童クラブ）から勤務を依頼した時間 その上限は、1日につき7時間45分まで、かつ1週間で15時間30分までとする。 ※他課で勤務している場合はその合計が15時間30分までとする。 ※長期休業中の勤務時間は1日5時間を基本とする。 ※同日に2箇所以上の勤務は不可です。
	休 日 なし
	休 暇 制 度 なし
	給 料 ・ 報 酬 (福祉職給料表1-19号給) 日額 11,074 円（時間単位で勤務する場合：1,429 円）
	手 当 制 度 時間外勤務報酬、通勤手当相当費用弁償ほか
	福 利 厚 生 災害補償
	服 務 地方公務員法第30条から第37条の規定が適用されます。
分 限 ・ 懲 戒 地方公務員法第28条（分限）及び第29条（懲戒）の規定が適用されます。	
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目8番1号 三次市教育委員会教育部社会教育課児童育成係（市役所本館5階） TEL 0824-62-6182 FAX 0824-62-6288 受付時間：月～金曜日の8：30～17：15（祝日を除く）

※任用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。